



総合型地域スポーツ・文化クラブ  
**デポルターレ八戸**  
**クラブ規約**

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本クラブの正式名称は「総合型地域スポーツ・文化クラブ デポルターレ八戸」(略称:D8)とする。
- 第2条 本クラブは、運営法人である(一社)デポルターレ八戸の法人事業を横断的・統合的に具現化する基盤活動の名称である。
- 第3条 本クラブの事務局は運営法人(一社)デポルターレ八戸の事務所とする。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本クラブの目的は、運営法人である(一社)デポルターレ八戸の法人事業を横断的・統合的に具現化し、文化活動も含めたスポーツ活動によるまちづくり・未来づくりを担うことである。
- 第5条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業活動を行う。
- (1)生涯スポーツ・レクリエーションスポーツ・生涯学習を主目的とする定期の週末スポーツサークル
  - (2)スポーツを手段とする子どもの放課後居場所づくりのスポーツ学童事業
  - (3)競技スポーツとしての各種スポーツの競技者育成を主目的にしたチーム運営
  - (4)トータルパフォーマンスサービス(ストレングス・コンディショニング・メカニカル・テクニカルサポート等)
  - (5)その他目的達成に必要な事業。

## 第3章 組織

- 第6条 本クラブ会員とは、運営法人である(一社)デポルターレ八戸の会員を以て構成される。
- 2 入会及び退会手続き、会費等に関して、当該運営法人の運営方針や手続きが適用される。
  - 3 本クラブ会員が反社会的行為及び著しい信用失墜行為があった場合は、運営法人代表理事の命により特別に退会措置を執り行うことができる。
  - 4 本クラブ名義の活動において、必要に応じてその都度関係クラブ会員による実費を徴収する場合もある。
- 第7条 クラブ会員は、当該運営法人会員に適用される保険加入が義務となる。

## 第4章 役員

- 第8条 本クラブには原則次の役員を置く。

- (1) クラブマネジャー(兼事務局長、クラブ名義代表) 1名
- (2) アシスタントマネジャー **複数名**
- (3) 事務局員 数名
- (4) 監事 2名

第9条 前条の役員は当該運営法人の理事会で選出される。諸事情により、不在の役職も存在することも認められる。

- 2 クラブマネジャーは、本クラブのすべてを代表し、事務業務及び執行業務を統括する。
- 3 アシスタントマネジャーは、クラブマネジャーの業務を補佐し、クラブマネジャー不在の場合はその業務を代理する。
- 4 事務局員は、クラブマネジャーの事務業務を補佐する。
- 5 監事は、クラブ活動の一切を常時監査し、必要ある時は役員にその業務のすべてに対して開示請求及び業務指摘することができる。

第10条 役員の任期は原則1年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

- 第11条 本クラブには、クラブ活動の意思決定機関としてマネジメントグループ会議を置く。
- 2 当該会議は、全役員で構成される。また、必要に応じて、クラブマネジャーより招集される活動部門の代表が参加できる。
  - 3 当該会議は、必要に応じてクラブマネジャーが招集する。
  - 4 当該会議は、クラブ活動の事務業務及び執行業務に関する必要事項について審議・決議する。
    - (1) 決議については過半数の賛同による。
    - (2) 招集・運営・決議・記録等の会議のすべてについて、書面及び電磁的方法を含む。
    - (3) その他緊急を要する意思決定については、クラブマネジャーに主導権を持たせ、事後の監査活動において、その意思決定・業務執行の是非を問うことができる。
  - 5 当該会議は、当クラブの業務執行に関する詳細を別に「経営内規」としてまとめ、当該運営法人に隨時クラブ運営の詳細について報告するものとする。
  - 6 この規約の変更・廃止等については、運営法人の理事会・総会にて決定される。

## 第6章 会計計算

第12条 本クラブの事業活動に係る会計計算は、当該運営法人の会計計算に連結される。

第13条 本クラブの会計計算年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会計計算年度が終了した後すぐに当該運営法人にクラブマネジャーが会計計算を報告する。

- 2 会計計算書類について、当該運営法人の指示に従い作成すること。
- 3 原則として会計計算書類等は3年保存とする。それらの記録保存方法においては、電磁的方法を含む。

## 附則

- 1 これ以上の詳細については、デポルターレ八戸のマネジメントグループ会議にて決定される。
- 2 本定款は当該運営法人の令和4年理事会・総会を以て決議され施行開始（令和4年5月4日）とする。

一部改訂 2023年5月7日

一部改訂 2025 年 5 月 11 日